

入札公告

－高速カラー印刷機賃貸借及び保守業務一式－

【H30A003】

一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成30年5月28日

奈良県市町村総合事務組合管理者 松井 正剛

第1 競争入札に付する事項

(1)入札番号	H30A003
(2)入札件名	高速カラー印刷機賃貸借及び保守業務一式
(3)入開札日時	平成30年6月12日（火） 午前10時30分
(4)入開札場所	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館 2階 小研修室1
(5)入札方式	事後審査型一般競争入札
(6)入札回数	1回
(7)履行期間	①借入物品の納入期限 平成30年7月9日（月） ②借入物品の賃貸借期間及び保守期間 契約締結日の翌日から5年間
(8)履行場所	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館
(9)業種	事務機器賃貸借（リース）・事務機器保守
(10)業務概要	高速カラー印刷機及び付属機器の賃貸借及び機器の保守業務
(11)契約方法	①奈良県市町村総合事務組合（以下「当組合」という。）、落札者、リース業者による第三者賃貸借契約とする。 ②地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。
(12)予定価格	月額賃貸借料金及び保守料金 58,320円 ※消費税及び地方消費税を含む
(13)入札書比較価格	月額賃貸借料金及び保守料金 54,000円 ※消費税及び地方消費税を含まない

(14)最低制限価格	<input type="checkbox"/> 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無
(15)低入札価格調査	<input type="checkbox"/> 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無
(16)再度入札	<input type="checkbox"/> 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無
(17)内訳書の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 否
(18)実績報告	<input type="checkbox"/> 要 / <input checked="" type="checkbox"/> 否
(19)配置予定技術者報告	<input type="checkbox"/> 要 / <input checked="" type="checkbox"/> 否
(20)入札保証金	<input type="checkbox"/> 要 / <input checked="" type="checkbox"/> 免除 奈良県市町村総合事務組合契約規則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 12 号）第 4 条第 1 項の規定により入札保証金は免除とします。ただし、同規則第 11 条により落札者が契約を締結しない場合は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 に相当する額を納めなければなりません。
(21)落札者決定方法	事後審査型 入札書比較価格以内（最低制限価格を設定した場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、入札参加資格確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められた後に、落札者と決定します。
(22)支払条件	当組合が指定する金融機関口座からの口座振替による毎月払い
(23)議会の議決	<input type="checkbox"/> 要 / <input checked="" type="checkbox"/> 否

第 2 競争入札に参加するために必要な資格

入札に参加しようとする者は、第三者賃貸借方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者について、次に定める要件を全て満たさなければなりません。

(1)	<p>① 2 者のうち代表者となる者 奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「B 1：オフィス用品」に登録がある者。</p> <p>② 2 者のうち代表者でない他の 1 者 奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「O 1：賃貸業務」に登録がある者。</p>
(2)	2 者それぞれが、競争入札参加表明書提出時点から入札の日までの間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置

	を受けていない者であること。
(3)	2者のうち代表者となる者が、奈良県内に本店または営業所を有する者であること。
(4)	2者それぞれが、入札の日において、下記の税の未納がないこと。 ① 法人税(個人事業者は所得税)、消費税及び地方消費税 ② 法人都道府県民税(個人事業者は都道府県民税)、法人事業税(個人事業者は個人事業税)、自動車税等、当該事業者に課される全ての都道府県税 ③ 法人市町村民税(個人事業者は市町村民税)、固定資産税、事業所税、軽自動車税等、当該事業者に課される全ての市町村税
(5)	2者それぞれが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
(6)	2者それぞれが、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者、または申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者または申立てがなされなかった者とみなします。
(7)	2者それぞれが、平成12年4月1日以降に、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、または申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなします。
(8)	2者それぞれが、平成12年3月31日以前に、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
(9)	2者それぞれが、破産法(平成16年法律第75号)第18条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者、または申立てがなされていない者。
(10)	2者それぞれが、次の要件に該当していないこと。 ① 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店または営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる。 ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

	<p>③ 役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用していると認められる。</p> <p>④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められる。</p> <p>⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。</p>
--	--

第3 競争入札参加表明書の提出

この競争入札に参加する場合は、必ず競争入札参加表明書を提出してください。

(1)受付期間	平成30年5月28日(月)から平成30年6月6日(水)までの 午前9時から午後5時まで (土曜日・日曜日・祝日及び正午から午後1時までを除く。)
(2)提出先	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(3)提出方法	<u>書留郵便による郵送または持参</u>
(4)様式	競争入札参加表明書(様式第2号)の様式は、上記期間及び場所で配付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。(http://www.nasouji.or.jp/)

第4 仕様書等の配付

この業務に係る仕様書、図面等(以下「仕様書等」という。)は、下記の期間及び場所で無償配付します。仕様書等の配付を受けていない場合は、入札に参加することができません。

(1)期間	平成30年5月28日(月)から平成30年6月6日(水)までの 午前9時から午後5時まで (土曜日・日曜日・祝日及び正午から午後1時までを除く。)
(2)場所	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(3)持ち物	①仕様書等閲覧申請書(記入・押印済みのもの) 1部 ②受領される方の名刺 1枚 仕様書等閲覧申請書の様式(様式第5号)は、上記期間及び場所で配

	付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。(http://www.nasouji.or.jp/)
(4)仕様書等の扱い	<u>仕様書等については、貸与（複製不可）とし、本組合より特に指示がない限り、入札日以後1カ月以内に本組合へ郵送または、持参により返却してください。</u>

第5 質疑及び回答

質疑がある場合は、競争入札質問書を作成し、下記の宛先に電子メールにて送付してください。質疑に対する回答は担当課より各社に電子メールにて行います。

(1)受付期間	平成30年5月28日（月）から <u>平成30年6月6日（水）</u> までの 午前9時から午後5時まで （土曜日・日曜日・祝日及び正午から午後1時までを除く。）
(2)宛 先	奈良県市町村総合事務組合 総務課 メールアドレス： keiyaku@na-kaikan.jp
(3)様 式	競争入札質問書（様式第3号）の様式は、上記期間及び場所で配付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。(http://www.nasouji.or.jp/)
(4)回答期日	平成30年6月8日（金） 午後5時までに回答します。

第6 同等品の申請

同等品の申請は、下記の期間内に行ってください。同等品であると認められた場合に限り、入札に参加することができます。

(1)受付期間	平成30年5月28日（月）から <u>平成30年6月6日（水）</u> までの 午前9時から午後5時まで （土曜日・日曜日・祝日及び正午から午後1時までを除く。）
(2)宛 先	郵送または持参 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(3)様 式	同等品申請書に必要事項を記載し、同等品であることが確認できるカタログ等の資料を添付してください。 同等品申請書の様式は、上記期間及び場所で配付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。 (http://www.nasouji.or.jp/)

(4)回答期日	許可の可否にかかわらず、平成30年6月8日（金）午後5時までに電子メールにて回答します。
---------	--

第7 入札の方法等

入札は、下記の要領で行ってください。事前に競争入札参加表明書の提出がない場合は入札に参加できませんのでご注意願います。

(1)入札方法	投函入札（ <u>郵便による入札は不可</u> ）
(2)提出書類	①入札書（契約規則 様式第1号） ②積算内訳書（様式第8-2号） ※1 入札書と内訳書の合計金額は合致させてください。 ※2 入札書と積算内訳書は封筒（様式第9-2号）に入れ、封印してください。（以下「入札封書」という。） ※3 <u>代理人による入札を行う場合は、入札封書とは別に、委任状（様式第6号）と、委任状に押印した代理人の印鑑をお持ちください。</u>
(3)入札金額	①入札書に記載する金額は、仕様書に掲げる費用の合計額を <u>5年間のリースとし、60月で月割りした1月あたりのリース料金から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額とする。</u> ②金額は <u>百円単位</u> とし、算用数字にて記入してください。
(4)注意事項	①入札金額の訂正はできません。 ②提出された入札書等の差換え、引換え及び撤回はできません。
(5)入札の辞退	入開札日までは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、入札辞退届（様式第7号）を次の方法により提出してください。 ①入札辞退届を、持参により提出する。 ②入札辞退届を、 <u>入開札日の前日までに届くよう、書留郵便により</u> 郵送する。
(6)入札回数	入札執行回数は1回とし、入札の結果、落札となるべき入札がないときは入札不調とし、入札を打ち切ります。

第8 入札の無効

1. 次に該当する入札は、無効とします。

(1)	入札書に記名・押印を欠く入札（不明瞭で確認しがたい場合を含む。）
(2)	入札書の重要な文字の誤脱等により、必要な事項を確認できない入札
(3)	同一案件の入札について、2以上の入札書等を提出した者の入札

(4)	指定した入札方法以外の方法によりなされた入札
(5)	入札金額を訂正した入札または判読しがたいと認められる入札
(6)	入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所 ^① に訂正印の押印がない入札書による入札
(7)	入札保証金の納付がない入札、または入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札（入札保証金を免除した場合を除く。）
(8)	内訳書の提出を求めた場合 ^② にあつては、次に掲げるいずれかに該当する入札 ①内訳書の提出がない入札 ②内訳書の合計金額と入札書の入札金額とが一致しない入札 ③内訳書において項目毎の金額及び合計金額の記載がない入札

2. 次に該当する場合は失格とし、当該者のした入札は無効とします。

(1)	入札に参加資格のない者
(2)	代理人で委任状を提出しない者
(3)	他人の代理を兼ねた者
(4)	2者以上の者の代理をした者
(5)	入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
(6)	入札に関し談合等の不正行為をした者
(7)	係員の指示に従わない等、入札の秩序を乱した者
(8)	競争入札参加表明書の提出を求められる場合において、競争入札参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
(9)	仕様書等の閲覧または配付を行う場合において、仕様書等の閲覧または受領をしていない者
(10)	落札候補者となったのち、指定される期日までに競争入札参加資格確認申請書及びその他の公告等において提出を求める書類を提出しない者、虚偽の申請を行った者、その他入札参加資格確認のための指示に従わない者
(11)	その他、当組合が定める入札条件に違反した者

※落札者決定までの間において、上記のいずれかに該当することとなった場合、または該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。

第9 落札候補者の決定方法

(1)	落札候補者は、 <u>入札書比較価格以内</u> （最低制限価格を設定した場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内）で最低の価格をもって入札した者とします。
-----	---

(2)	落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、競争入札参加表明書の受付番号順に当該入札者（代理人が入札したときはその代理人）にくじを引かせて落札候補者を定めるものとします。なお、くじを引かない者があるとき、または郵便入札等で本人が立ち会わないときは、その者に代えて当該入札事務に関係のない当組合職員にくじを引かせるものとします。
(3)	くじは、白紙を用いて作成し、くじであること及び作成年月日を記載し、必要数の棒線を引き、その末端に管理者の決定押印をするものとします。
(4)	くじを引かせる場合は、その決定表示箇所を完全に覆い、当該入札者（入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わってくじを引く入札事務に関係のない職員）の記名押印をもってくじを引くものとします。
(5)	落札候補者を決定したときは、落札候補者に対して競争入札落札候補者決定通知書（様式第23号）で通知するものとします。

第10 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者を決定したときは、当該者に対し入札参加資格の確認を行います。落札候補者となった場合は次のとおり競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

(1)提出期間	落札候補者決定通知後、原則5日以内（当組合の休日を除く。）
(2)提出先	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(3)提出書類	[2者それぞれ提出] ①競争入札参加資格確認申請書（様式第15号） ②奈良県の競争入札参加資格審査結果通知書の写し ③法人税(個人事業者は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がない証明書の写し（ <u>直近年度の国税通則法施行規則別紙様式第8号様式その3、その3の2、その3の3のいずれかで、発行日が入札日から3か月以内のもの。</u> ） ④法人都道府県民税(個人事業者は都道府県民税)、法人事業税(個人事業者は個人事業税)、自動車税等、当該事業者に課される全ての都道府県税に未納がない証明書の写し（ <u>直近年度のもので発行日が入札日から3か月以内のもの。</u> ） ⑤法人市町村民税(個人事業者は市町村民税)、固定資産税、事業所税、軽自動車税等、当該事業者に課される全ての市町村税に未納がない証明書の写し（ <u>直近年度のもので発行日が入札日から3か月以内のもの。</u> ）

	<p>⑥履歴事項全部証明書の<u>原本</u>（<u>発行日が入札日から3か月以内のもの。</u>）</p> <p>⑦印鑑証明書の<u>原本</u>（<u>発行日が入札日から3か月以内のもの。</u>）</p> <p>⑧欠格事項等に該当しない旨の宣誓書（様式第16号）</p> <p>[2者のうち代表者となる者のみ]</p> <p>⑩過去3か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）</p>
(4) 審査	<p>審査の結果、参加要件を満たすと認められた者には、競争入札参加資格適格通知書（様式第18号）で通知します。</p> <p>提出期限までに入札参加資格の確認に必要な書類を提出しない者、または審査の結果、資格要件を満たさない者（以下「入札参加資格不適格者」という。）は失格とし、競争入札参加資格不適格通知書（様式第19号）で通知します。</p>

第11 落札者の決定方法

(1)	入札参加資格の審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認める場合は、当該落札候補者を落札者とします。
(2)	落札候補者が、地方自治法施行令第167条の10の規定に該当すると認められるときは、当該落札候補者を落札者とせず「落札不適格者」とすることができ、競争入札落札不適格通知書（様式第21号）で通知するものとします。
(3)	落札候補者が、入札参加資格不適格者または落札不適格者となった場合は、当該入札者の次に低い価格で入札した者、またはくじにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、落札者が正式に決定するまでこれを繰り返すものとします。
(4)	落札者を決定したときは、当該落札者に対して競争入札落札者決定通知書（様式第22号）で通知するものとします。

第12 その他

(1)入札の中止	入札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたとき、または適正な競争入札の執行ができないと認められる場合は、入札の執行を延期または中止することがあります。
(2)入札結果の公表	入札結果（入札者名及び入札金額）は、落札者決定の翌日から、当組合総務課での閲覧、公式ホームページへの掲載、または会館掲示場での掲示の方法により公表します。
(3)契約書作成の要否	■要 / □否 （詳細は落札者に別途通知します。）

	落札者決定後 10 日以内
(4)長期継続契約	<p>■ 該当 / □ 非該当</p> <p><u>本業務に係る契約は地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当組合の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、当組合は、この契約を変更又は解除することができるものとし、なお、この場合において契約の相手方に損害が生じたときは、当組合に対して損害賠償を請求することができ、その賠償額は両者協議して定めることとします。</u></p>
(5)契約者	奈良県市町村総合事務組合 管理者 松井正剛
(6)契約条項を示す場所 及び契約を担当する課等の名称、所在地等	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 3 0 2 番 1 奈良県市町村会館 3 階 奈良県市町村総合事務組合 総務課 TEL 0744-29-8251
(7)契約の不締結	<p>落札者決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当することとなったとき、または該当する事実が判明したときは、契約を締結しません。</p> <p>①第 8 2. の(1)から(11)のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合</p> <p>②奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けた場合</p> <p>③地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当する場合</p> <p>④会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をした場合、または申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合または申立てがなされなかった場合とみなします。</p> <p>⑤平成 12 年 4 月 1 日以降に、民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをした場合、または申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合であっても、再生計画が認可された場合については、再生手続開始の申立てをしなかった場合または申立てがなされ</p>

なかった場合とみなします。

- ⑥平成 12 年 3 月 31 日以前に、民事再生法附則第 2 条による廃止前の和議法第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをした場合。
- ⑦破産法第 18 条の規定による破産手続開始の申立てをした場合、または申立てがなされた場合
- ⑧契約関係を継続しがたい重大な事由があると認められる場合で、次に掲げる場合
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店または営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に係る下請契約または資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ この契約に係る下請契約等にあたり、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カ

	<p>に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除等を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。</p> <p>ク この契約の履行にあたり、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、または警察に届け出なかったとき。</p>
(8)契約保証金	<p><input type="checkbox"/>要 / <input checked="" type="checkbox"/>免除</p> <p>奈良県市町村総合事務組合契約規則（平成20年4月1日規則第12号）第18条第1項の規定により契約保証金は免除とします。ただし、同規則第25条により契約解除となった場合には、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する額を納めなければなりません。</p>
(9)技術者の配置	—
(10)その他	<p>①この入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とします。</p> <p>②<u>契約期間中に消費税率が改正された場合は、関係法令の定めに従い、必要に応じて契約の変更を行うこととします。</u></p> <p>③この公告に定めのない事項については、奈良県市町村総合事務組合契約規則、奈良県市町村総合事務組合競争入札実施要領及び関係法令によるものとします。</p>
(11)問い合わせ先	<p>〒634-0061</p> <p>奈良県橿原市大久保町302番地1 奈良県市町村会館3階</p> <p>奈良県市町村総合事務組合 総務課</p> <p>電話番号 : 0744-29-8251</p> <p>FAX番号 : 0744-29-8243</p> <p>メールアドレス : keiyaku@na-kaikan.jp</p>